

生産緑地とは

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害又は災害の防止効果、良好な生活環境を確保するといった役割があるため、計画的に農地を緑地として保全していこうという制度です。

◆生産緑地指定の対象となる農地

これには、緑地機能があること、面積の基準を満たすことが条件となります。

1. 緑地機能

市街化区域内の農地で、都市の緑地としての機能があり、農業継続が可能であること。つまり、田んぼ、畑等、耕作されている農地は、緑地としての機能があり、この機能を維持できること（継続的に営農すること）が条件です。

2. 面積要件

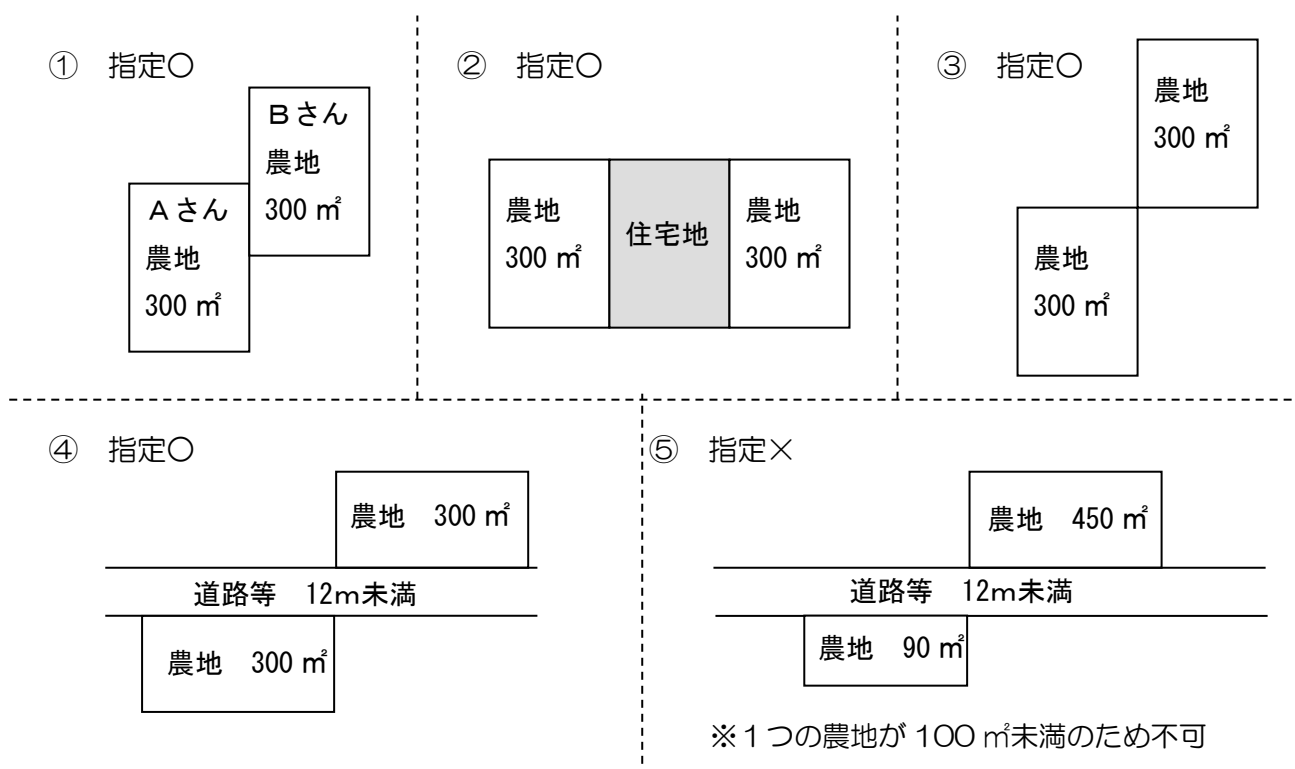
農地の面積が一回で500㎡（5畝）以上あることが必要です。

平成29年に生産緑地法が改正され、市区町村が条例により300㎡以上に引下げ可能となりましたが、稲沢市では500㎡以上としています。

稠密な市街地等において、同一街区又は隣接する街区に存在する複数の農地が一回の農地として生産緑地地区を定めることができます。

※隣接する街区とは幅員12m未満の道路等が介在して隣り合う街区

一回としての考えは下図のように扱います。



◆生産緑地に指定されると

- ・市街化区域内の農地としての土地利用が都市計画上、明確に位置づけられます。
- ・税制上の優遇措置が受けられます。
- ・農地としての管理が義務付けられ一定の農業施設（農産物の集荷施設、貯蔵施設等で床面積 90 m²以下）を除き、建築物の新築や駐車場等、転用することができません。
- ・相続税の納税猶予制度が適用。（特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし）

◆生産緑地地区の指定解除

以下の条件の場合、その農地について買取りを申出ることができます。

- ・指定後、30年を経過したとき
- ・農業の主たる従事者の死亡や営農不可能な故障が生じたとき

◆指定された生産緑地地区の変更までのフロー

